令和７年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　効果検証シート

実施計画番号	補助・単独	事業名	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	総事業費	事業決算額及び財源内訳（単位：円）					事業実施状況	効果検証・課題
								国庫支出金	地方創生臨時交付金	地方創生臨時交付金以外	その他	一般財源		
1	単	物価高騰対応重点支援給付金	税務課 ふくし課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和６年度住民税均等割非課税世帯　1,754世帯×30千円、子ども加算　147人×20千円、、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者　3,636人 (79,570千円)　　のうちR7計画分 事務費　13,164千円 事務費の内容　　[需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1,754世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（3,636人）	R7.4	R8.3	139,309,331	138,869,331	138,869,331	－	－	440,000	低所得世帯を対象に給付金を支給した。 ・定額減税補足給付金 ・物価高騰対応重点支援給付金 ・電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	町内の低所得世帯への給付により、生活の安定を図ることができた。
2	単	救急搬送を伴う海上タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金	防災交通課	①島内における救急搬送を伴う海上タクシー事業者への支援 　海上タクシー事業については、島民生活や経済活動を支えるための離島交通として、また、島民の病気や怪我等による緊急患者発生時の半島側への搬送手段として事業を継続していただいているが、昨今の燃料価格の高騰により事業者の経営を一層圧迫している。 　このため、燃油価格高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用し、救急搬送を伴う海上タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金を措置する。 ②③対象事業者　4社　　事業費　6,614,000円 (1)A社　・・・　1隻×2,306,000円 (2)B社　・・・　1隻×1,007,000円 (3)C社　・・・　1隻×2,200,000円 (4)D社　・・・　1隻×813,000円 各社の積算は以下の算式で算出 （1）令和6年産業用価格軽油基準価格÷物価高騰前の令和2年産業用価格軽油基準価格＝燃料費上昇率を算出。 （2）各社の令和6年決算燃料費÷（1）で求めた燃料費上昇率＝価格高騰前燃料費を算出 （3）各社の令和6年決算燃料費－（2）＝燃料費高騰分として補助交付 ④篠島又は日間賀島に本社を置き、救急搬送を伴う海上タクシー事業者	R7.4	R8.3	6,326,000	6,326,000	6,326,000	－	－	－	篠島・日間賀島において島民の救急搬送を行うことができる海上タクシー事業者に対して、燃油価格高騰に対する支援金を支払った。 ・対象事業者　4社 　事業費　6,326,000円	救急搬送を行うことができる海上タクシー事業者に対して燃油価格高騰に対する支援金を補助することで、事業者の負担を軽減することができた。
3	単	物価高騰対応地域応援クーポン券発行事業	産業振興課	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰で苦しむ住民の支援策として地域応援クーポン券を発行することにより、家計の支援を行う。また、クーポン券利用を町内事業者にすることにより、町内消費を促し、事業者の支援を図る。 ②③プレミアム付きクーポン券 3,000円×全町民15,600人＝46,800千円 過去の実績から印刷製本費142千円+ 郵便費1,424千円+ クーポン券換金手数料1,280千円+委託費2,917千円＝事務費5,763千円 総事業費52,563千円－その他（県補助）21,000千円＝交付金31,563千円 ④全町民（約15,600人への配布）を対象とする。	R7.4	R8.3	49,386,781	19,037,777	19,037,777	－	21,000,000	9,349,004	南知多町民を対象に、1,000円の買上ごとに500円券が使用できるクーポン券を発行した。 ・クーポン券配布枚数　93,942枚 ・クーポン券換金枚数　89,170枚 ・クーポン券換金率　94.9%	町内の小売業者等への消費を喚起し、地域経済の活性化に役立った。
4	単	愛知用水地元管理費補助金	産業振興課	①農業者で組織する団体が支払った愛知用水地元管理ポンプ場の利用電力料の補助を行うことで、物価高騰に苦しむ農業者の負担を軽減する。 ②③計25揚水機場　R5.10月～R6.9実績に基づき算出 11,027,257円×（町内部の調整率0.27×0.8×0.933）＝2,222,301円 ④農業団体（知多南部土地改良区、豊浜管理区、師崎管理区）	R7.4	R8.3	2,222,000	2,222,000	2,222,000	－	－	－	農業者が組織する団体が支払った愛知用水地元管理のポンプ（２５揚水機場）の電力料を補助した。	地元農業者の組織する団体が支払った愛知用水地元管理区ポンプ場の電力料を補助することで、農業者の負担を軽減することができた。
5	単	生活支援のための旧家庭用指定ごみ袋配布事業	まちなみ環境課	①ごみ処理に係る手数料を町民に賦課している指定ごみ袋（旧指定ごみ袋）を無料で配布することで、物価高騰で苦しむ町民の生活支援を図る。 ②③事業費：シルバー人材センターへの委託料　1,937,152円 郵便料（離島のみ）85円×1,200世帯＝102,000円 消耗品（宛名シール・ハガキ等）100,000円 ④全世帯（7,028世帯：R6.10末時点）を対象とする。	R7.4	R8.3	2,054,010	2,054,010	2,054,010	－	－	－	全世帯に旧可燃ごみ用指定ごみ袋を配布した。 ・配布世帯　7,053世帯 ・配布枚数　45ℓ 50枚 30ℓ 30枚	全世帯に旧可燃ごみ用ごみ袋を配布することで、各家庭の経済的負担を軽減することができた。
6	単	公立保育所給食費無償化事業	健康こども課	①物価高騰に伴い公立保育所等を対象とした給食費の無償化を行うことにより、物価高騰で苦しむ子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費　1か月分　4,500円×（96＋6（予備））＝459,000円 ・主食費　1か月分　400円×（141＋8（予備））＝59,600円 ・合計（459,000円＋59,600円）×6か月＝3,111,600円 ④公立保育所等に入所している３歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R8.3	2,767,000	2,767,000	2,767,000	－	－	－	令和7年4月から令和7年9月の公立保育所の給食費（3歳児から5歳児分）を無償とした。 ・副食費　1か月分　4,500円×1112人＝5,004,000円 ・主食費　1か月分　400円×1498人＝599,200円 ・合計 5,004,000円＋599,200円＝5,603,200円	公立保育所の給食費を無償化することにより、新型コロナウイルス感染症により生じた物価高騰等の保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。

実施計画番号	補助・単独	事業名	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	総事業費	事業決算額及び財源内訳（単位：円）					事業実施状況	効果検証・課題
								国庫支出金	地方創生臨時交付金	地方創生臨時交付金以外	その他	一般財源		
7	単	私立保育所給食費無償化補助事業	健康こども課	①物価高騰に伴い私立保育所等を対象とした給食費に対する補助を行うことにより、物価高騰で苦しむ子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費　1か月分　4,500円×（14＋2（予備））＝72,000円 ・主食費　1か月分　400円×（28＋2（予備））＝12,000円 ・合計（72,000円＋12,000円）×6か月＝504,000円 ④私立保育所等に入所している３歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R8.3	－	－	－	－	－	－	交付金未充当	交付金未充当
8	単	保育所賄材料費物価上昇分追加事業	健康こども課	①食料品の高騰により、保育所の賄材料費が不足することが懸念される。物価上昇分等を追加することにより、園児の栄養摂取に不足のない給食を提供する。 ②③月額副食費見込8,429円×児童数141人×12ヵ月×物価上昇分12%＝1,711,424円 ④町内の公立４保育所及びどんぐり園（町立子育て支援施設）に通所、通園している児童の保護者（賄材料費補助の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R8.3	1,037,773	1,037,773	1,037,773	－	－	－	令和7年4月から令和8年3月の保育所等の給食費（3歳児から5歳児分）に対する補助を行った。	私立保育所等の給食費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症により生じた物価高騰等の保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。
9	単	私立保育所等賄材料費物価上昇分補助事業	健康こども課	①食料品の高騰により、私立保育所においても賄材料費が不足することが懸念される。物価上昇分を補助することにより、園児の栄養摂取に不足のない給食を提供する。 ②月額副食費見込118,852円×児童数27人×物価上昇分12%＝385,080円 ④篠島保育園（賄材料費補助の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R8.3	－	－	－	－	－	－	交付金未充当	交付金未充当
10	単	学校給食無償化事業	教育課	①物価高騰等の影響を受けている保護者の経済的負担の軽減を図るため、臨時的な措置として学校給食費の無償化を実施する。 ②③無償とする期間…R7.4.11～R7.9.30（給食日数86日） 小学生…514人×250円×86日＝11,051,000円 中学生…323人×290円×86日＝ 8,055,620円 ④小中学生の保護者（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R8.3	18,402,260	18,402,260	18,402,260	－	－	－	令和5年7月3日～令和6年3月21日（給食日数135日）の期間、児童生徒の学校給食費を無償とした。 小学生 76,583食【≒567人×135日】×250円＝19,145,750円 中学生 43,222食【≒320人×135日】×290円＝12,534,380円	児童生徒分の学校給食費を無償化することにより、コロナ禍における物価高騰等により生じた保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。 今回は交付金を活用することにより、一時的に経済的支援ができたが今後も経済的支援をするために国として全国一律の補助制度の整備が課題である。
11	単	賄材料費補助事業	教育課	①物価高騰等による給食費の値上げ分及び値上げ分では補えない不足分に対し、小中学生の保護者負担が増えないよう賄材料費の増額を行う。 ②③小学校… 96,118食×｛値上げ分50円＋（増額分10円×R4～R6平均上昇率1.05）｝＝5,815,139円 中学校… 60,401食×｛値上げ分60円＋（増額分10円×R4～R6平均上昇率1.05）｝＝4,258,271円 ④小中学生の保護者（賄材料費増額分の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.4	R8.3	9,648,690	9,648,690	9,648,690	－	－	－	物価高騰等により値上がりした令和5年4月から令和6年3月までの賄材料費の10%分を公費で負担した。 小学校5校 37,532,623円×10%＝3,753,262円 中学校2校 24,166,407円×10%＝2,416,641円	食材の物価高騰分を給食費の値上げなどにより保護者が負担することなく、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を実施し、保護者の負担軽減を図ることができた。
12	単	公立保育所給食費無償化事業（10～12月分）	健康こども課	①公立保育所等を対象とした給食費の無償化を行うことにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費　1か月分　4,500円×95人＝427,500円 ・主食費　1か月分　400円×141人＝56,400円 ・合計（427,500円＋56,400円）×3か月＝1,451,700円 ④公立保育所等に入所している３歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.10	R8.3	1,334,900	1,334,900	1,334,900	－	－	－	令和7年10月から令和7年12月の公立保育所の給食費（3歳児から5歳児分）を無償とした。 ・副食費　1か月分　4,500円×1112人＝5,004,000円 ・主食費　1か月分　400円×1498人＝599,200円 ・合計 5,004,000円＋599,200円＝5,603,200円	公立保育所の給食費を無償化することにより、新型コロナウイルス感染症により生じた物価高騰等の保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。
13	単	私立保育所給食費無償化補助事業（10～12月分）	健康こども課	①私立保育所等を対象とした給食費に対する補助を行うことにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費　1か月分　4,500円×14人＝63,000円 ・主食費　1か月分　400円×26人＝10,400円 ・合計（63,000円＋10,400円）×3か月＝220,200円 ・220,200円－予算残額58,800円=161,400円 ④私立保育所等に入所している３歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.10	R8.3	－	－	－	－	－	－	交付金未充当	交付金未充当
14	単	学校給食無償化事業（10～12月分）	教育課	①臨時的な措置として学校給食費の無償化を実施する。物価高騰等の影響を受けている保護者の経済的負担の軽減を図ることで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を行う。 ②③無償とする期間…R7.10.1～R7.12.22（給食日数55日） 小学生…514人×250円×55日＝7,067,500円 中学生…323人×290円×55日＝5,151,850円 ④小中学生の保護者（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R7.10	R8.3	11,452,540	11,452,540	11,452,540	－	－	－	令和5年7月3日～令和6年3月21日（給食日数135日）の期間、児童生徒の学校給食費を無償とした。 小学生 76,583食【≒567人×135日】×250円＝19,145,750円 中学生 43,222食【≒320人×135日】×290円＝12,534,380円	児童生徒分の学校給食費を無償化することにより、コロナ禍における物価高騰等により生じた保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。 今回は交付金を活用することにより、一時的に経済的支援ができたが今後も経済的支援をするために国として全国一律の補助制度の整備が課題である。

実施計画番号	補助・単独	事業名	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	総事業費	事業決算額及び財源内訳（単位：円）					事業実施状況	効果検証・課題
								国庫支出金	地方創生臨時交付金	地方創生臨時交付金以外	その他	一般財源		
15	単	学校給食無償化事業（1～3月分）	教育課	①臨時的な措置として学校給食費の無償化を実施する。物価高騰等の影響を受けている保護者の経済的負担の軽減を図ることで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を行う。 ②③無償とする期間…R8.1.8～R8.3.23（給食日数49日） 小学生…514人×250円×49日＝6,296,500円 中学生…323人×290円×49日＝4,589,830円 ④小中学生の保護者（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R8.1	R8.3	9,939,950	9,939,950	9,939,950	－	－	－	令和5年7月3日～令和6年3月21日（給食日数135日）の期間、児童生徒の学校給食費を無償とした。 小学生 76,583食【≒567人×135日】×250円＝19,145,750円 中学生 43,222食【≒320人×135日】×290円＝12,534,380円	児童生徒分の学校給食費を無償化することにより、コロナ禍における物価高騰等により生じた保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。 今回は交付金を活用することにより、一時的に経済的支援ができたが今後も経済的支援をするために国として全国一律の補助制度の整備が課題である。
16	単	公立保育所給食費無償化事業（1～3月分）	健康こども課	①公立保育所等を対象とした給食費の無償化を行うことにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費　1か月分　4,500円×105人＝472,500円 ・主食費　1か月分　400円×142人＝56,800円 ・合計（472,500円＋56,800円）×3か月＝1,587,900円 ④公立保育所等に入所している３歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R8.1	R8.3	1,343,100	1,343,100	1,343,100	－	－	－	令和8年1月から令和8年3月の公立保育所の給食費（3歳児から5歳児分）を無償とした。 ・副食費　1か月分　4,500円×1112人＝5,004,000円 ・主食費　1か月分　400円×1498人＝599,200円 ・合計 5,004,000円＋599,200円＝5,603,200円	公立保育所の給食費を無償化することにより、新型コロナウイルス感染症により生じた物価高騰等の保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。
17	単	私立保育所給食費無償化補助事業（1～3月分）	健康こども課	①私立保育所等を対象とした給食費に対する補助を行うことにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を行う。 ②③・副食費　1月～3月分　4,500円×延べ76人＝342,000円 ・主食費　1か月分　400円×113人＝45,200円 ・合計　342,000円＋45,200円＝387,200円 ④私立保育所等に入所している３歳以上児がいる町内の世帯で、給食費を負担している世帯（給食費無償化の対象者は生徒のみで教職員分は含まない）	R8.1	R8.3	－	－	－	－	－	－	交付金未充当	交付金未充当
18	単	新入学児童生徒臨時的支援事業	教育課	①物価高騰に伴う子育て世帯への支援のため、特に負担が大きい新入学児童生徒を持つ保護者に対して支援を行うことで負担軽減が図れる。エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援する。 ②③新入学児童10,000円×64人、新入学生徒30,000円×100人 合計3,640,000円 ④令和8年度新入学児童生徒の保護者	R7.4	R8.3	2,980,000	2,980,000	2,980,000	－	－	－	エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため「新入学児童生徒支援金」を支給した。 R8新入学児童10,000円×49人 490,000円 R8新入学生徒30,000円×83人 2,490,000円	保護者の経済的な負担を軽減することができた。